

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助上限額
<p>(イ) 介護職員の負担軽減に資する介護ロボット(次の1から3の全ての要件を満たすもの。)を介護サービス事業所に導入する事業</p> <p>1 目的要件 日常生活支援における, ①移乗介助, ②移動支援, ③排泄支援, ④見守り・コミュニケーション, ⑤入浴支援, ⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され, 介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。</p> <p>2 技術的要件 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 ①ロボット技術(※)を活用して, 従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※(i)センサー・AI等により外界や自己の状況を認識し, (ii)これによって得られた情報を解析し, (iii)その結果に応じた動作を行う介護ロボット ②経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)において採択された介護ロボット</p> <p>3 市場的要件 販売価格が公表されており, 一般に購入できる状態にあること。</p>	<p>介護ロボット等導入に要する備品購入費, 使用料及び賃借料, 需用費及び役務費とする。ただし, 使用料及び賃借料は, 補助金交付年度に係る費用に限る。</p> <p>以下は補助対象から除くものとする。 1 消費税及び地方消費税 2 保険料 3 携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器 4 機器のメンテナンスに要する費用 5 交付決定前に購入又は賃借したもの 6 その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用</p>	<p>【移乗支援(装着型・非装着型), 入浴支援】</p> <p>1 機器(台)につき, 1,000千円。ただし, 補助対象経費が2,000千円未満のものは二分の一を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>【移乗支援(装着型・非装着型), 入浴支援以外のもの】</p> <p>1 機器(台)につき, 300千円。ただし, 補助対象経費が600千円未満のものは二分の一を乗じて得た額を上限とする。</p>	<p>1 法人につき 10,000千円</p>
<p>(ロ) 介護職の魅力向上に資する次世代型の介護ロボット等を介護サービス事業所に導入する事業</p> <p>・入居者の生活の質の向上, 介護予防等につながる次世代型のもの。</p>		<p>1 機器(台)につき, 500千円。ただし, 補助対象経費が1,000千円未満のものは二分の一を乗じて得た額を上限とする。</p>	<p>当該施設の入居定員数を30で除した数(小数点以下の端数は切上げるものとする。)に500千円を乗じて求めた額。</p>
<p>(ハ) 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を介護サービス事業所に整備する事業</p>	<p>1 Wi-Fi 環境を整備するために要する工事費, 備品購入費, 使用料及び賃借料, 需用費及び役務費とする。ただし, 使用料及び賃借料は, 補助金交付年度に係る費用に限る。 (例: 配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む), モデム・ルーター, アクセス</p>	<p>1 事業所につき, 7,500千円。ただし, 補助対象経費が15,000千円未満のものは二分の一を乗じて得た額を上限とする。</p>	<p>—</p>

	<p>ポイント, システム管理サーバー, ネットワーク構築など)</p> <p>2 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムの導入に要する備品購入費, 使用料及び賃借料, 需用費及び役務費とする。ただし, 使用料及び賃借料は, 補助金交付年度に係る費用に限る。</p> <p>※1 既に見守り機器を導入している場合において, 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p> <p>※2 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p>		
--	---	--	--

別表 2

補助対象事業	(二) 介護記録、情報共有、請求業務まで一気通貫とするために必要なタブレット端末、介護記録ソフト等の一式を介護サービス事業所に導入する事業
要件等	<p>(1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。</p> <p>(2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。ただし、実装状況を鑑み、令和2年度においては、当該年度中に上記標準仕様に準じたものに対応することで差し支えないものとする。</p> <p>(3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。</p> <p>(4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p> <p>(5) 本事業によりICTを導入した事業所においては、CHASE（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために新たに構築するデータベース）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。</p>
補助対象経費	<p>タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やCHASE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費。</p> <p>※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。</p> <p>※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。なお、ハードウェアを導入する際には、要件等を満たしていることが前提となる。</p> <p>※3 バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。</p> <p>※4 運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。（ただし、通信費は対象とならない）</p>
補助額	補助対象経費に二分の一を乗じて得た額を上限とする。
補助上限額	<p>事業所の職員数が、</p> <p>1名以上10名以下 1,000千円</p> <p>11名以上20名以下 1,600千円</p> <p>21名以上30名以下 2,000千円</p> <p>31名以上 2,600千円</p>